

会 費

1. 正会員（年額）

(1) 法人会員

県内に本社（店）がある場合		県外に本社（店）がある場合		金 額
資 本 金	会費基準	資 本 金	会費基準	
1千万円未満	1口以上	1億円未満	1口以上	2万円以上
3千万円 "	2口 "	10億円 "	2口 "	4万円 "
5千万円 "	3口 "	30億円 "	3口 "	6万円 "
7千万円 "	4口 "	50億円 "	4口 "	8万円 "
1億円 "	5口 "	70億円 "	5口 "	10万円 "
10億円 "	7口 "	100億円 "	7口 "	14万円 "
30億円 "	9口 "	300億円 "	9口 "	18万円 "
50億円 "	11口 "	500億円 "	11口 "	22万円 "
70億円 "	13口 "	700億円 "	13口 "	26万円 "
100億円 "	15口 "	1,000億円 "	15口 "	30万円 "
200億円 "	20口 "	2,000億円 "	20口 "	40万円 "
300億円 "	25口 "	3,000億円 "	25口 "	50万円 "
300億円 以上	30口 "	3,000億円 以上	30口 "	60万円 "

(2) 個人会員

2万円以上の額

(3) 団体会員

傘下構成員（企業会員および個人会員となっている構成員は除く。）1社当り2,000円を乗じて得た額。ただし、特別の理由がある場合は協議のうえ決定します。

2. 賛助会員（年額）

(1) 法人会員

資 本 金	会費基準	金 額
10億円未満	5口以上	10万円以上
30億円 "	7口 "	14万円 "
50億円 "	9口 "	18万円 "
70億円 "	11口 "	22万円 "
100億円 "	13口 "	26万円 "
100億円以上	15口 "	30万円 "

(2) 個人会員

2万円以上の額

(3) 団体会員

10万円以上の額

そ の 他

1. 入会金および会費は、入会時に納入いただきます。
2. 年度途中の入会の場合
 - (1) 入会金は、全額納入いただきます。
 - (2) 会費は、月割計算といたします。

問合せ・提出先 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター3階
 公益社団法人 兵庫工業会 総務部
 TEL : 078-361-5667 FAX : 078-371-4336

公益社団法人 兵庫工業会 入会のご案内

ご入会のおすすめ

- ◆兵庫工業会は、兵庫県全域からの業種・業態規模を超えた多数の会員で構成されております。
- ◆兵庫工業会は、生産技術や、それに関する情報をお持ちの方々の集まりです。
- ◆研修事業や会員の交流を通じて、必要とされる技術や情報などを引き出していただければ、貴社発展の大きな糧となります。

入会手続

1. 所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、事務局総務部に提出願います。
2. 理事会の承認を得て会員となります。
3. 会員（正会員および賛助会員）は、入会金と会費を納入願います。
4. 既納の入会金および会費は、返却いたしません。

会員の種類

1. 正会員 兵庫工業会の目的に賛同して入会した製造業、電気・ガス・熱供給・水道業そのほかこれらに関連した事業を営む法人もしくは個人またはこれらの事業に従事する個人ならびにそれらで組織された団体
2. 賛助会員 兵庫工業会の事業を賛助するために入会した法人もしくは個人またはそれらで組織された団体

入会金

1. 法人会員

資本金	入会金基準
10億円未満	5万円以上
30億円 "	10万円 "
50億円 "	15万円 "
70億円 "	20万円 "
100億円 "	25万円 "
100億円以上	30万円 "

2. 個人会員

任意の額

3. 団体会員

5万円以上の額

公益社団法人 兵庫工業会 入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 兵庫工業会 御中

(公社)兵庫工業会の趣旨に賛同し入会を申込みます。

◆太枠内ご記入ください

ふりがな 会員名義				印
所在地	〒			
	TEL	()	URL	
	FAX	()	E-mail	
代表登録者			役職名	
資本金 または 出資金	千円		従業員数	名
※業種				
営業品目 (60字以内)				
本社・本店（兵庫県外にある場合はご記入ください。）				
所在地	〒			
窓口担当者（工業会との連絡・書類の送付先）				
所在地	〒		役職名	
			氏名	
入会金	円	年会費	口(円)	

※業種は、日本標準産業分類の中分類の中から選んでご記入ください。（次ページ参照）

※営業品目より上の項目については、兵庫工業会ホームページ、会員名簿等に掲載いたします。

※ご提供いただいた個人情報は当会事業活動以外の用途には使用いたしません。

◆事務局記入欄

受付年月日	平成 年 月 日	摘要	
受付担当者			

日 本 標 準 産 業 分 類 (平成 25 年 10 月改訂)

大 分 類		中 分 類	
A	農業 林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）
		04	水産養殖業
C	鉱業、採石業 砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業（設備工事を除く）
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業		
30	情報通信機械器具製造業		
31	輸送用機械器具製造業		
32	その他の製造業		
F	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業

大 分 類		中 分 類			
G	情報通信業	37	通信業		
		38	放送業		
		39	情報サービス業		
		40	インターネット付随サービス業		
		41	映像・音声・文字情報製作業		
		H	運輸業	42	鉄道業
				43	道路旅客運送業
				44	道路貨物運送業
				45	水運業
				46	航空運輸業
47	倉庫業				
48	運輸に附帯するサービス業				
49	郵便業（信書便事業を含む）				
I	卸売・ 小売業			50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業		
		52	飲食料品卸売業		
		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
		54	機械器具卸売業		
		55	その他の卸売業		
		56	各種商品小売業		
		57	織物・衣服・身の回り品小売業		
		58	飲食料品小売業		
		59	機械器具小売業		
		60	その他の小売業		
J	金融業・ 保険業	61	無店舗小売業		
		62	銀行業		
		63	協同組織金融業		
		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
		65	金融商品取引業、商品先物取引業		
		66	補助的金融業		
		67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		
K	不動産業	68	不動産取引業		
		69	不動産賃貸業・管理業		
		70	物品賃貸業		

大 分 類		中 分 類	
L	学術研究、 専門・技術 サービス業	71	学術・研究開発機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業 飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連 サービス業 娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育 学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
95	外国公務		
S	公務	95	国家公務
		96	地方公務
T	分類不能の 産業	99	分類不能の産業